

## 広域連合の運営状況について

### 1 石川県後期高齢者医療広域連合の概要

#### (1) 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度の被保険者は75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障害がある方です。制度の運営は、都道府県ごとに設置され、各都道府県内の全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と事務を分担して行われます。

給付は、国民健康保険や被用者保険などと概ね同じしくみです。

医療給付に要する財源は、主に公費による負担、国民健康保険や被用者保険など現役世代からの支援金(交付金)及び後期高齢者からの保険料によって賄われます。

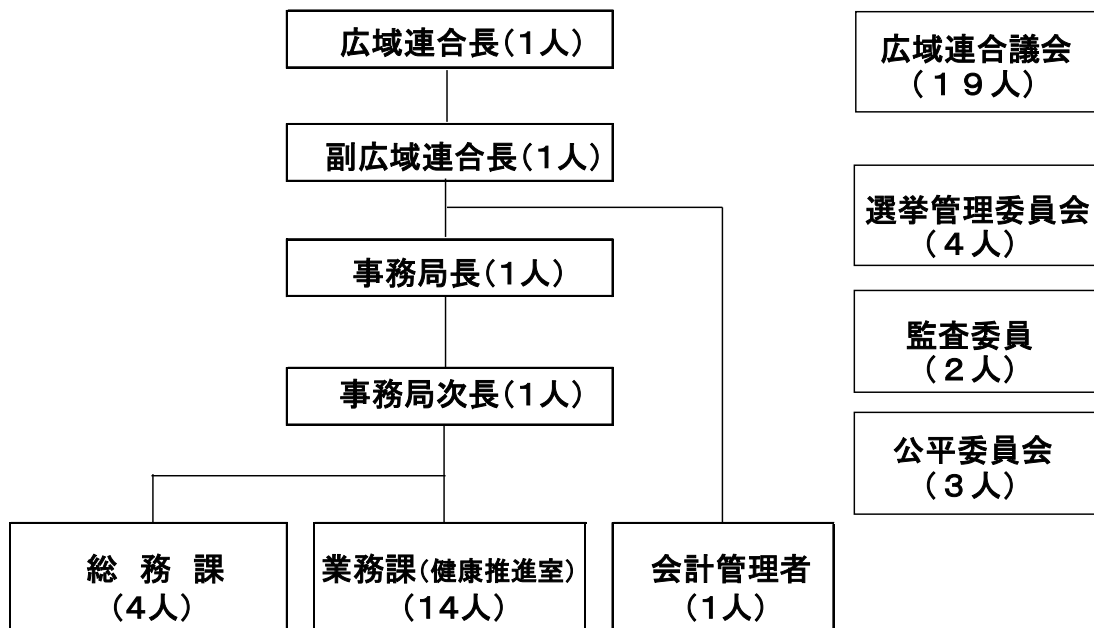
#### (2) 石川県後期高齢者医療広域連合の組織の概要

項 目		主 な 内 容
①	名 称	石川県後期高齢者医療広域連合
②	組織する地方公共団体	県内全市町(11市8町)
③	広域連合設立日	平成19年2月1日
④	処理する事務	後期高齢者医療制度の事務 (保険料徴収、窓口業務は市町で処理)
⑤	事務所の位置	金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階
⑥	執行機関等の選出方法	広域連合長(県内全市町長の投票により選挙) 副広域連合長(広域連合長が議会の同意を得て選任) 選挙管理委員会委員(議会において選挙) 監査委員(広域連合長が議会の同意を得て選任) 公平委員会委員(広域連合長が議会の同意を得て選任)
⑦	議会組織と議員の選任方法	議会の議員定数19人 各市町1人(長又は議員)を各市町議会で選挙 任期は、長又は議員としての任期 議員のうちから議長及び副議長1人を選挙
⑧	経費の支弁方法	市町負担金や国県支出金等で運営 市町負担金のうち共通経費の負担割合 均等割10%、高齢者人口割45%、人口割45% 市町負担金のうち医療給付に要する経費の負担割合 各市町の給付費に応じて負担すべき額

### (3) 石川県後期高齢者医療広域連合設立の経過

年 月 日	経緯・経過
H18.6.13	広域連合設立準備検討会の設置
H18.9.1	石川県広坂庁舎2号館3階に広域連合設立準備会事務局設置
H18.11月～12月	各市町議会において、広域連合規約の議決
H19.1.17	広域連合設立申請(全市町長から知事に対し広域連合設置許可を申請)
H19.2.1	広域連合設立許可書交付、石川県後期高齢者医療広域連合設立 広域連合長選挙実施
H19.4.1	石川県幸町庁舎5階に事務所開設
H20.4.1	後期高齢者医療制度の施行

### (4) 石川県後期高齢者医療広域連合の組織図（令和4年度）



## 2.後期高齢者医療の運営状況

### (1)被保険者数

令和3年度は、前年度に比べ489人(0.3%)の微増となっている。

区 分	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
被保険者数(人)	162,399 (4,904)	166,653 (4,685)	170,878 (4,465)	171,907 (4,338)	172,396 (4,113)
対前年度増減数(人)	4,679	4,254	4,225	1,029	489

※被保険者数は各年度の月末人数の平均

※( )は内数で障害認定者数

(参考)今後の被保険者数(推計値) ※令和4年度から大幅に増加(団塊世代の加入)

区 分	令和 4年度	5年度	6年度	7年度
被保険者数(人)	180,966	189,662	197,762	203,287
対前年度増減数(人)	8,570	8,696	8,100	5,525

### (2)保険給付費

○令和3年度は、新型コロナによる受診控え等の反動により、前年度に比べ35億円(2.3%)の増加となっている。一人当たり給付費も同18千円(2.1%)の増加となっている。

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額(件)	増減率	
保険給付費総額	1,515億円	1,550億円	35億円	2.3%	
うち医科(入院)	760億円	773億円	13億円	1.6%	
件数	150,995件	149,162件	△1,833件	△1.2%	
医科(外来)	371億円	387億円	16億円	4.3%	
件数	2,277,950件	2,326,311件	48,361件	2.1%	
調剤	220億円	219億円	△1億円	△0.5%	
1人当たり	(年額)	881,035円	899,203円	18,168円	2.1%
	(月額)	73,420円	74,934円	1,514円	2.1%

※保険給付費は葬祭費、審査支払手数料等含む

### (3)保険料率

○令和4・5年度は、団塊世代の加入による被保険者や医療給付費の増加を見込み改定した。

区 分	年度	平成24・25	平成26・27 平成28・29	平成30・31	令和2・3	令和4・5
		引き上げ	据え置き	据え置き	据え置き	引き上げ
均等割額(円)		47,520			→	48,500 (+980円)
所得割率(%)		9.33			→	9.53 (+0.2P)
賦課限度額(円)		550,000	570,000	620,000	640,000	660,000

※ 珠洲市(～H25 特例適用 均等割 45,720円、所得割 8.97%)

(4) 保険料の軽減(所得の低い方への軽減措置)

○均等割額の軽減特例措置(本則7割→9割、8.5割)は、令和元年度から段階的に見直しが行われ、令和3年度から本則どおり(7割、5割、2割)。

区 分	平成 ～30年度	令和 元年度	2年度	3年度～
軽減割合 (均等割額)	9割、8.5割 5割、2割	8.5割、8割 5割、2割	7.75割 7割、5割 2割	7割 5割 2割
元被扶養者軽減 ※				

※令和元年度より資格取得後2年間は5割軽減、3年目以降は軽減なし(本則どおり)

(参考) 1人当たり賦課額(均等割額+所得割額)

区 分	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
軽減前(円)	87,256	88,472	88,744	88,976	88,340	90,790
軽減後(円)	63,271	65,641	67,551	69,233	70,199	72,063

※確定賦課時点(6月)

○軽減対象者は、67%と全体の半数以上を占めている。被保険者数の伸びに伴い軽減対象者も増加。

軽減区分	令和3年度		令和4年度		増減人数	増減率
	人数	構成割合	人数	構成割合		
7割	73,155	42.1%	75,895	42.0%	2,740	3.7
5割	22,082	12.7%	24,462	13.6%	2,380	10.8
2割	19,155	11.0%	20,632	11.4%	1,477	7.7
合 計	114,392	65.8%	120,989	67.0%	6,597	5.8
元被扶養者軽減	1,455	0.8%	1,684	0.9%	229	15.7

※人数は確定賦課時点(6月)

(5) 保険料収納率

○引き続き全国平均を上回るとともに、令和3年度は特別徴収の割合及び普通徴収の収納率の向上により、過去最高となっている。

区 分	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
収納率	99.53%	99.49%	99.47%	99.56%	99.60%
対前年度増減	▲0.02P	▲0.04P	▲0.02P	0.09P	0.04P
全 国	99.36%	99.40%	99.40%	99.53%	—

※Pは増減ポイント

(6) 健診受診率

○引き続き全国平均を上回っている。  
令和3年度は新型コロナ感染拡大の影響等により前年度をさらに下回っている。

区 分	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
受診率	34.4%	34.7%	35.0%	32.5%	31.5%
対前年度増減	0.7P	0.3P	0.3P	▲2.5P	▲1.0P
全 国	28.6%	29.4%	28.5%	25.8%	-

※Pは増減ポイント、令和2年度の全国値は速報値

(7) 令和4年度保険給付費の動向(3月～5月診療分)

○前年度に比べ11億円(2.8%)の増加。団塊世代の後期加入による被保険者の大幅な増加に比べれば、比較的落ち着いた動きとなっている。

区 分	R4 (3月～5月)	対R3同期比		対R2同期比	
		増減額	増減率	増減額	増減率
合 計	405億円	11.0億円	2.8%	34.2億円	9.2%
うち 入院	202億円	5.9億円	3.0%	17.0億円	9.2%
外来	102億円	3.9億円	4.0%	12.5億円	14.0%
調剤	56億円	0.3億円	0.6%	▲0.1億円	▲1.3%

(参考)

	診療月	3	4	5
被保険者数 (人)	R4	176,127	176,990	177,520
	R3	171,573	171,362	171,207
	差引	4,554	5,628	6,313
	前年比	2.7%	3.3%	3.7%
一人当たり 給付費 (円)	R4	77,731	74,815	75,176
	R3	80,904	75,915	71,771
	前年比	▲3.9%	▲1.4%	4.7%

診療報酬の改定状況

区 分	R4	R2	(H31)	H30	H28
1. 診療報酬本体	+0.43%	+0.55%	+0.41%	+0.55%	+0.49%
2. 薬価等					
① 薬価	▲1.35%	▲0.99%	▲0.51%	▲1.65%	▲1.22%
② 材料価格	▲0.02%	▲0.02%	+0.03%	▲0.09%	▲0.11%

※原則2年毎に改定、H31は10月実施(消費税対応)